

「平成30年7月豪雨による災害救助法適用地域」 の世帯の学生の皆さんへ（日本学生支援機構奨学金のお知らせ）

このたびの平成30年7月豪雨により被災し、災害救助法の適用を受けた世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金を希望する場合は、2018年9月29日（土）までに学生課（神戸三田キャンパス・西宮聖和キャンパス・大阪梅田キャンパスの学生は各所属学部・研究科事務室）までご相談ください。

なお、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭ったものについても、適用地域に準じて取り扱うものとします。

記

【対象となる奨学金】

緊急採用（第一種奨学金）無利子貸与

応急採用（第二種奨学金）有利子貸与

JASSO支援金 * 学生が学生生活の本拠として日常的に居住している住宅の被災等、一定の条件があります。

<事務取扱時間>

■事務取扱時間

平日8:50~11:30、12:30~16:50、土曜日8:50~12:20

（8/1~9/10は平日9:00~11:30、12:30~16:00）

※次の期間は閉室しております。

- 日曜日・祝日（授業実施日を除く）
- 9月・10月の第2土曜日
- 7月31日~9月2日までの間の土曜日
- 8月13日~8月21日

* JASSO支援金について

「JASSO支援金」とは、自然災害等により、居住する住宅（学生等が学生生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅）に半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生が、一日も早く通常の学生生活に復帰し学業を継続するための支援として創設されたものです。

支給額が10万円となっており、返還の必要はありません。

詳細は、学生課までご相談ください。

平成 30 年 7 月豪雨（平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨）による災害救助法の適用地域
（7 月 9 日付 内閣府 HP 情報）

※後日追加される可能性もありますので、各自ご確認ください。

<p>【高知県】 安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村</p>
<p>【鳥取県】 鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、 西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町</p>
<p>【広島県】 広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、 安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町</p>
<p>【岡山県】 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、 赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、 英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町</p>
<p>【京都府】 福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、 与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町</p>
<p>【兵庫県】 豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、 丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、 神崎郡神河町</p>
<p>【愛媛県】 今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町</p>
<p>【岐阜県】 高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巢市、 郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、 加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町</p>

以 上